

特集 ■ 障害児者の就学支援

2008年5月に発効した「障害者の権利条約」では、障害者が差別されことなく社会参加できるよう、教育を含めたインクルーシブな社会を実現することを基本理念としています。わが国における障害児者の就学も、隔離されことなく、また、障害種別を越えて必要かつ適切な支援が得られる状況へと導く必要があります。そこで今回は、特別支援教育をはじめとする就学支援の現状と今後の展望について、第一線で活躍されている方々に論じていただきました。

特別支援教育（落合俊郎氏、315頁）

特別支援教育に至る歴史、特別支援教育の現状、特別支援教育と新学習指導要領・解説について、それぞれ紹介している。特別支援教育については、新しい体制がほぼできあがったと言えるが、2008年に発効した国連・障害者の権利条約には、障害者差別の禁止だけでなく、教育環境のユニバーサル・デザイン化やインクルーシブ教育の実施などが掲げられている。今後わが国は、障害児者の教育のために特別支援教育の整備だけでなく、障害者権利条約の批准に向けた新たな方向性も考慮しなければならない。

就学支援相談（小池純子氏、321頁）

幼児期における就学支援に向けた相談体制は、療育システムの一環として、あるいは療育システムと並行して整備することが望ましく、療育機関と教育機関との連携を図ることはその実効性を高めることになろう。また、子どもの療育プログラムと保護者支援のプログラムは療育サービスの両輪であり、就学支援相談も保護者支援の延長線上に位置づけられるものである。医療系の専門職が特別支援教育の一員として加わることができれば、就学支援相談のあり方に一つの方向性を与えることになると思われる。

特別支援教育コーディネーター（柘植雅義氏、329頁）

文部科学省が設置した特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議がまとめた報告（2003年）のなかで、「教職員全体の特別支援教育に対する理解の下に、学校内の協力体制を構築するだけでなく、学校外の関係機関との連携協力が不可欠である」として、コーディネーターの必要性が示された。現在、ほぼすべての小・中学校でコーディネーターの指名が行われており、彼らは特別支援教育の推進になくてはならない存在になりつつある。今後は、その具体的な活躍の真価が問われる時期になってきている。

特別支援教育との連携（朝貝芳美氏、335頁）

教員が医療的ケアを実施する事例は全国で積み重ねられている。これまで禁止すべきという結論に至る事故は報告されておらず、むしろ医療的ケアをしないことによるリスクのほうが大きいと言われている。特別支援学校における医療的ケアの必要な対象児は平均6.2%で、小学部では10%と多い。とくに肢体不自由特別支援学校における増加は著しく、ケアの内容も複雑化してきている。今後は、地域連携による支援体制、連携をバックアップする専門家チームの構築、人材養成のための財源確保が不可欠である。

特別支援教育から生涯学習へ（松矢勝宏氏ら、341頁）

生涯学習は、一般的に児童期の学校外教育、学校教育終了後の青年期教育や成人教育を意味する。2007年の閣議決定による基本方針で、「障害のある社会人等に対しても、ニーズに応じた学習の機会を提供していくことにより、着実な支援の推進を図る」方針がはじめて示された。障害者の多様な生涯学習のニーズに応える取り組みとしては、青年学級や成年教室の取り組み、特別支援学校や大学などにおける公開講座やオープン・カレッジの試み、当事者団体が担う生涯学習などがある。